

九州大学は、本学の教育研究活動等の成果を直接的に社会に還元し、その活用を図っていくことが社会から強く期待されていることから、この社会への直接的な貢献を教育・研究に続く本学の「第三の使命」として位置付け、組織を挙げてこれに取り組むこととしている。

その一環として、本学は、本学の教育研究活動等の成果を産業界へ適正かつ円滑に移転（以下「ライセンス」という。）し、広く社会で活用されるようにするための基本的な考え方について、九州大学特許等ライセンスポリシーを制定する。

## 1. ライセンスの基本姿勢

- (1) 本学は、「国立大学としての社会的責任」を強く意識し、我が国の産業発展と国民生活の向上に資することを考慮しつつ、第三者へ知的財産のライセンスを行う。
- (2) 本学は、「研究成果を社会還元する責任」を強く意識し、研究成果を実用化・事業化する能力のある第三者へ知的財産のライセンスを行う。
- (3) 本学は、「知的創造サイクル」を強く意識し、知的財産を生み出した研究を継続的に発展させることができる第三者へ知的財産のライセンスを行う。

## 2. ライセンスの活動指針

- (1) 本学に帰属する研究成果が軍事目的に使用されないよう十分に配慮する。なお、原則として軍に対しては知的財産のライセンスを行わない。
- (2) 本学に帰属する研究成果が実用化・事業化される可能性、及びその早期実現の可能性を重視する。
- (3) 本学に帰属する研究成果が九州大学発ベンチャー企業によって実用化・事業化される可能性があるときは、当該企業に優先的に知的財産のライセンスを行う。
- (4) ライセンシーとなる者が以下に掲げる全ての事項について同意した場合のみ、当該者に対して本学に帰属する知的財産のライセンスを行う。
  - ①本学は、ライセンス対象の知的財産に拒絶理由及び無効理由がないことを保証しない。
  - ②本学は、知的財産のライセンスに基づくライセンシーの行為（製造・販売等）が他人の権利による制限を受けないことを保証しない。
  - ③本学は、知的財産のライセンスにより製造・販売した製品等から生じるいかなる損害についても一切の責任を負わない。
- (5) 本学に帰属する研究成果が公序良俗に反する目的に利用されないよう十分に配慮する。また、ライセンス先の社会的信用、コンプライアンス状況を充分勘案する。
- (6) 本学に帰属する知的財産のライセンスにより不適切な被害を蒙る第三者が出ないよう十分に配慮する（いわゆるパテント・トロール的行為に加担しないよう配慮する）。
- (7) 本学に帰属する知的財産のライセンスにより、教育研究活動が阻害されないよう十分に配慮する。このため、「九州大学研究ライセンスポリシー」及び「九州大学リサーチツール特許に関するライセンスポリシー」の考え方を尊重する。